

質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

No.	質問書の概要	事業者の見解
5	評価書案(要約書P10)で、「周辺地域として、垂水神社境内についても立ち入り可能となった昨年の夏季に、任意観察法により動物の調査を行いました。サワガニは確認されませんでした。」となっていますが、本評価書案提出日9月5日前の現地調査では、サワガニが発見されているはずです。こんなデタラメな報告は受けられません。 (垂水神社神主さんのブログ (blog.goo.ne.jp/tarumi1300/d/20160902)参照) きちんと調査結果をまとめてから、提出すべきではないのでしょうか？回答下さい。	サワガニについては、昨夏の周辺地域の動植物調査の際には確認できませんでしたので、再度、垂水神社様に境内立ち入りのご許可を頂き、平成27年11月23日の提案書意見交換会でのご意見を踏まえて、平成28年9月2日にサワガニを対象とした追加確認調査を行い、ご指摘の通り、神社内の水路等において10数匹の個体を確認しております。 9月2日時点では評価書案を印刷会社で印刷中でしたので、評価書案への掲載には至っておりませんが、吹田市の環境アセスメントの手続きは、提案書⇒評価書案(今回)⇒評価書と、3段階の手続きとなっておりますので、平成28年9月2日の調査結果については、評価書に記載いたします。

質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

No.	質問書の概要	事業者の見解
6	平成28年10月2日に北之町会館あきつホールで開催された意見交換会に参加させていただきました。この際、資料として大林新星和不動産株式会社が用意した環境影響評価書案 要約書のP12の上のところに事業計画地の北東部に通学路の道を作るかどうかについては第三者の土地が間にあるため接道できないと記載されています。意見交換会の中で、道が作れないのかとの住民からの質問に対し、大林組の担当者の返答でも、第三者の土地があり、土地の所有者が道をつくることを拒否しているとのことでした。ところが、意見交換会の終了の頃に、対象となる第三者の土地なところの所有者という人物が発言し、道を作ることを拒否した覚えはない、道を作ることに協力するとのことでした。今後この流れからすると、道が作られることになろうかと考えますが、ここで危惧されることがあります。 要約書のP12の上のところでは、小学校への抜け道とされており、そのまま人が通るだけの道が作られるのであればよいのですが、車も通れるような道路を作るということにならないかということです。ここを車が通れるようになった場合、阪急千里線沿いの道へ向かう車が数多く通ることになろうかと考えますが、その際、現在「みはらしが丘」と書かれたのぼり旗を立てて8軒の土地が売り出されているところの前の道路を通ることになると思われま。ところが、この道路は車が対向出来る程の幅がないばかりか、S字状になっていて、対向車がきているかどうかよくわからず、実際に対向車が来た場合は非常に難渋してしまいます。現在はこの土地の住宅建設がまだなされていないため、車を少しそこの土地の部分に入らせて何とか対向していますが、8軒全部の土地に住宅が建設されたら、そういうこともできなくなると思われ、対向する際はどうかと今から悩んでいるところですが、そこへ持ってきて、交通量が増えたら頻繁に車を使っている者にとっては本当に生活に困ってしまうのではないかと危惧します。 事業計画地の北に隣接して長方形の土地(事業計画中の住宅地の広さでいうと12戸分くらいの広さのところ)がありますが、将来的にここを買収して住宅を建設されて、ここより東側へ通じる道路が作られた場合にも同じ状況になると思われま。 確認ですが、事業計画地の北東部に道を作るという場合は、人もしくは自転車を通るのみの道を作るとうことで宜しいでしょうか。また、現在答えてもらうのは難しいかもしれませんが、将来的に先の長方形の土地から東に向かう車の通れる道路を作るということではないということで宜しいでしょうか。ご返答の程、宜しくお願い致します。	2016年8月25日に、事業者から土地ご所有者の会社を訪問し、面談をしております。その際には、意見交換会でも申し上げたとおり、道路として提供して頂くようご意思がございすかとお伺いしましたが、今のところのご意思がないとのこと回答であったと認識しております。 しかし、意見交換会当日に土地所有者の会社のご役員の方より、これまでの周辺開発における寄付同様、本件への全面協力のご意思を直接お伺いできました。 民間の開発事業は、自ら所有する土地の中で、都市計画法や建築基準法等に基づき計画をすることが開発許可や建築確認を頂く上での原則だと理解していますが、華明会の複数の方のご意見を受けて、再度、土地ご所有者と接続について話し合いをする必要があると考えております。 ただし、意見交換会後に、一部の住民の方より、「土地ご所有者のご発言は、当社が土地を買取ること」だと伺っておりますので、現時点ではこれ以上の具体的な回答はできません。 なお、北東部の土地(事業計画地の北に隣接している長方形の土地)については、現在、用地境界が確定しておりますので、計画は未定です。ご意見を参考とさせていただきます。

質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

No.	質問書の概要	事業者の見解
7	U字溝について、最近のU字溝の幅は浅めでせまく作られているのが江坂周辺を見ていて思う。雨が降って特にどしゃぶりの時などは水の排水が非常に悪く、水があふれ大きな水たまりが出来てしまっている。 U字溝の幅を作る時は、大きめのサイズで奥行も深めに作っていただきたい。 最初にきちんとした排水設備を整えていれば、土のうなどの必要もないと思う。会所も大きめに作ってほしい。	雨水排水は、公共下水の処理計画に基づいて行います。雨水排水計画については、関係部局と協議してまいります。
8	評価書案(要約書)P29 現場の地質は概ねシルト、粘土、砂の互層状態です。垂水の滝の水源は、TP11.7～14.7m付近の粘土層を流れる地下水と推定します。 ①従って、雨水浸透はこの粘土層まで到達しなければ意味がありません。雨水浸透柵の構造はそれに合致しているのでしょうか。 ②裏付けを得るため、地質調査のボーリング調査等は実施されるのでしょうか。	事業計画地での地質状況を把握するために、平成28年3月にボーリング調査6箇所、各30mを実施いたしました。 その結果、ご意見のように地層状況は粘土、砂の互層状態であり垂水の滝へ流れる帯水層は、粘土層の上部に存在する砂質土層と推定されます。これは粘土層が水を通し難い地層で、砂層は水を通しやすいからであり、地下水は砂層を流れていると考えられます。垂水の滝の湧水箇所は標高20m前後であり、ご意見のTP11.7～14.7m付近の粘土層上部の砂層は垂水の滝より下位にあることとなります。また、ボーリング結果から本事業区域ではこの砂質土層は上部を別の粘土層で覆われております。 本事業では、帯水層を掘削する計画にはしておりませんので、垂水の滝への影響は少ないものと考えております。ただし、現状の雨水の浸透量を減少させないよう宅地に雨水浸透柵を計画しています。雨水浸透柵は地表面からの浸透を考えていますので、ご意見の粘土層まで達する構造とはなっていませんが、降雨等の地表面からの浸透は、現在の状態と同様となるように考慮した計画としています。
9	・以前から提案している円山町北東部に抜ける道路(歩車共存)を造成していただきたい。円山町36番 有澤物産所有の土地交渉も含む。災害・火災などの有事の際、避難できる道路確保の為、必須。 ・華明会現存の住宅地周辺の擁壁工事をきちんと行う。(円山町41の4～12・円山町36) また、隣接に目隠しの為の樹木を植える。 ・現在ある緑(立派な紅葉などがあります)を、環境保存の点からも残していただきたい。	意見交換会当日に土地所有者の会社のご役員の方より、これまでの周辺開発における寄付同様、本件への全面協力のご意思を直接お伺いできましたので、改めて土地ご所有者と接続についての話をさせて頂く予定です。 ただし、意見交換会后に、一部の住民の方より、「土地ご所有者のご発言は、大林新星和不動産が土地を買取ること」だと同っておりますので、現時点ではこれ以上の具体的な回答はできません。 民間の開発事業は、自ら所有する土地の中で、都市計画法や建築基準法等に基づき計画をすることが開発許可や建築確認を頂く上での原則だと理解しています。 したがって、擁壁工事や環境配慮などは法令に基づき、計画致します。なお、周辺住民の方の中には、一般車両が通れる道を希望されないご意見もございます。 なお、既存樹木につきまして、本事業は、エコで快適、人にやさしい安心・安全な住宅地の形成、また、風致地区内に位置することを踏まえ、周辺環境に配慮した住宅地の開発を目指して、宅地造成をさせていただきますので、一旦は伐採させていただくことをご理解いただきたいと思います。その上で本事業では、公園等の配置計画や歩車共存道路などに緑を多く配置する計画とし、環境の保全になるよう努めていきたいと考えております。